

平成 20 年 12 月 24 日

広島県知事
藤田雄山様

広島県事業評価監視委員会
委員長 中山隆弘

平成 20 年度広島県公共事業の再評価に関する意見について

本委員会では、広島県農林水産局、土木局及び都市局所管の公共事業について、「広島県公共事業再評価実施要領」第 5 の 3 の規定に基づいて平成 20 年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくとともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力していただきますようお願い申し上げます。

広島県公共事業の再評価に
関する意見について

平成20年12月24日

広島県事業評価監視委員会

広島県事業評価監視委員会委員名簿

なかやまたかひろ

委員長 中山隆弘 広島工業大学教授

いわさき うたこ

岩崎宇多子 税理士

つげ まさか

柘植真賢 中国経済連合会常務理事

と だ つね かず

戸田常一 広島大学教授

なかむら ひではる

中村秀治 広島大学教授

ながもとけん

長本憲 前豊町長

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事の諮問機関として平成10年8月に設置され、委員会では、平成10年度から昨年度まで、累計で305事業の再評価対象事業を審議してきた。

11年目となる今年度は、土木局及び都市局所管の29事業について審議を行い、中でも、広島県公共事業再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第5の2に基づき、事業を巡る状況変化や進捗率、事業費等の変化が著しい等の理由により抽出した11事業については、一部現地視察も行い、重点的な審議を行ったところである。

審議は、平成20年6月、10月及び11月に開催した3回の委員会と、8月に行った現地調査等の場において、各事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、実施要領第6の1に定める評価の視点に基づいて幅広く検討を行った。

この意見書は、委員会の総意として、その結論をとりまとめたものである。

なお、この間、県の事務担当部局ならびに各事業担当部局の関係各位には、資料の作成および事業の説明等で多大なご尽力をいただいた。この紙面を借りて謝意を表す次第である。

平成20年12月24日

広島県事業評価監視委員会
委員長 中山 隆弘

1 再評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町名	重点審議対象事業	所管局・課名	
					局	課
道路	道路改良	一般国道 375 号 作木拡幅	三次市		土木局	道路整備課
	道路改良	一般国道 432 号 竹原バイパス	竹原市			道路整備課
	道路改良	一般国道 433 号 加計豊平バイパス	北広島町, 安芸太田町	○		道路整備課
	道路改良	一般国道 433 号 川戸拡幅	北広島町			道路整備課
	道路改良	一般国道 433 号 廿日市拡幅	廿日市市			道路整備課
	道路改良	一般国道 486 号 市バイパス	尾道市	○		道路整備課
	道路改良	一般国道 488 号 東山バイパス	廿日市市	○		道路整備課
	道路改良	主要地方道大崎上島循環線東野工区	大崎上島町			道路整備課
	道路改良	主要地方道大崎上島循環線木江工区	大崎上島町			道路整備課
	街路	都市計画道路 松永港本郷線	福山市		都市局	都市整備課
河川	広域基幹河川改修	一級河川太田川水系 三篠川	広島市		土木局	河川課
	広域基幹河川改修	一級河川太田川水系 見坂川	安芸高田市	○		河川課
	広域基幹河川改修	一級河川江の川水系 国兼川	三次市, 庄原市	○		河川課
	広域基幹河川改修	一級河川江の川水系 馬洗川	三次市			河川課
	広域基幹河川改修	二級河川手城川水系 手城川	福山市	○		河川課
	高潮対策	二級河川永慶寺川水系 永慶寺川	廿日市市			河川課
	高潮対策	二級河川岡の下川水系 岡の下川	広島市			河川課
	総合流域防災	一級河川江の川水系 北溝川	三次市			河川課
	総合流域防災	一級河川芦田川水系 有地川	福山市			河川課
	総合流域防災	一級河川芦田川水系 神谷川	福山市			河川課

河川	広域基幹 河川改修	一級河川芦田川水系 加茂川	福山市	○	土木局	河川課
海岸	高潮対策	重井海岸	尾道市			
ダム	ダム建設	野間川ダム建設工事	三原市, 尾道市	○		河川課ダム室
砂防	通常砂防	二級河川御手洗川水系 東谷川	廿日市市			砂防課
砂防	通常砂防	二級河川瀬野川水系 東桜木川	海田町			砂防課
下水道	流域下水道, 流域 関連公共下水道	芦田川流域下水道 芦田川処理区	福山市, 府中市	○	都市局	都市整備課 下水道室
下水道	流域下水道, 流域 関連公共下水道	太田川流域下水道 瀬野川処理区	広島市, 府中町, 坂町, 海田町, 熊野町			都市整備課 下水道室
港湾	港湾修築	尾道糸崎港松浜地区 地域生活基盤整備	三原市	○	土木局	港湾企画整備課
港湾	港湾環境	広島港出島地区 廃棄物埋立護岸	広島市	○		港湾企画整備課
土木局・都市局所管事業 小計 29事業						
農林水産局所管事業 小計 0事業						
合計 29事業						

2 審議等の経過

(1) 第30回委員会【6月23日】

1) 内容

平成20年度の再評価対象となる土木局・都市局所管29事業について、事業ごとに事業概要、必要性、進捗状況、事業を巡る社会経済状況の変化、費用対効果、代替案・コスト削減の可能性、その他について、資料により事業担当室から説明を受けた。それを踏まえて、次回の第31回委員会以降における重点的に審議する対象として、事業費や工期等の当初計画からの変動、事業の進捗率、費用対効果、残工期等を総合的に勘案し、11事業を協議により決定した。

2) 抽出事業

《土木局・都市局所管事業》

- ① 一般国道433号加計豊平バイパス 道路改良事業
- ② 一般国道486号市バイパス 道路改良事業
- ③ 一般国道488号東山バイパス 道路改良事業
- ④ 一級河川太田川水系見坂川 広域基幹河川改修事業
- ⑤ 一級河川江の川水系国兼川 広域基幹河川改修事業
- ⑥ 二級河川手城川水系手城川 広域基幹河川改修事業
- ⑦ 一級河川芦田川水系加茂川 広域基幹河川改修事業
- ⑧ 野間川ダム ダム建設事業
- ⑨ 芦田川流域下水道芦田川処理区 流域下水道事業、流域関連公共下水道事業
- ⑩ 尾道糸崎港松浜地区地域生活基盤整備 港湾修築事業
- ⑪ 広島港出島地区廃棄物埋立護岸 港湾環境整備事業

(2) 現地調査【8月11日】

第30回委員会において重点審議対象として抽出した11事業のうち、「一般国道486号市バイパス 道路改良事業」、「二級河川手城川水系手城川 広域基幹河川改修事業」、「芦田川流域下水道芦田川処理区 流域下水道事業、流域関連公共下水道事業」及び「尾道糸崎港松浜地区地域生活基盤整備 港湾修築事業」の4事業について現地調査を行った。

(3) 第31回委員会【10月16日】

まず、第30回委員会と現地調査において委員から提示された質問や意見に対する説明を各事業担当室から受けた後、引き続き、11件の重点審議事業について、詳細にその必要性や地元市町の要望等の説明を受け、それに基づいて事業実施の妥当性について審議した。

(4) 第32回委員会【11月12日】

まず、第31回委員会において新たな検討課題として委員から提示された事項についての説明を受けた後、審議対象である11事業について、2回の委員会での審議を踏まえて作成した「再評価意見の骨子(案)」に対する審議を行った。

そして、意見書については、年内に委員長が委員との合議の上で最終的な意見書を作成し、知事に提出することで合意がなされた。

道路改良事業：一般国道 433 号 加計豊平バイパス

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 山県郡安芸太田町丁川～山県郡北広島町戸谷
- ② 規模等 延長(L)=6,850 m 幅員(W)=6.5 (11.0) m
- ③ 全体事業費 12,880 百万円 (前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 昭和 61 年度～平成 26 年度 (前回の再評価時は昭和 61 年度～平成 21 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

一般国道 433 号は大竹市を起点とし、安芸太田町を経て三次市に至る延長約 133km の幹線道路である。本バイパスは安芸太田町と北広島町の中心部を最短で結ぶ地域に密着した生活道路であり、地域間交流・連携の促進においても極めて重要な道路である。

それを裏付けるように、安芸太田町と北広島町の人口はやや減少傾向にあるものの、道路交通センサスによれば、平成 17 年度のこの区間の交通量は、平成 11 年度の 891 台/日から 1,108 台/日と増加している。また、平成 16 年 10 月に合併した安芸太田町、平成 17 年 2 月に合併した北広島町のいずれにおいても、本事業は合併建設計画の一部に位置付けられている。

この事業区間は急峻な地形で、道路線形も悪く、また幅員も狭小なため、車両の離合が極めて困難な状況にある。また、災害時には、道路ネットワークの断絶のため、沿線の集落が孤立する恐れもある。

さらに、平成 21 年度には大朝工業団地に中国木材(株)が進出の予定であり、安芸太田町方面からの木材運搬ルートとしての活用も期待されている。その点で、本バイパスの必要性および重要性は、前回の再評価時よりも高まっていると判断できる。

② 進捗状況と今後の見通し

まず、本事業の全体事業費については前回の再評価時から変わっていない。

なお、前回の再評価時には、事業の完了予定は平成 21 年度であったが、その後の県の財政状況の悪化によって単年度の投資事業費が予定より毎年削減されてきたことと、今後もその状況の好転が期待できそうにないため、現時点では平成 26 年度を事業の完了年としている。

したがって、当面は用地買収が完了している北広島町内の起点側から約 1.3km に亘る現道の拡幅工事を推進し、事業効果の発現に努める必要がある。

③ 費用便益比

本事業の費用便益比分析は「国土交通省道路局都市・地域整備局における費用便益分析マニュアル」(平成 15 年 8 月)に準拠して行われており、便益の評価期間および社会的割引率は、それぞれ供用開始後の 40 年間および 4%である。

分析の結果については、「費用」(C)が 178.8 億円、「便益」(B)が 193.7 億円で、B/C は 1.1 である。すなわち事業費を上回る便益は確保されている。

なお、費用の点については、事業の担当課から、今後建設発生土を工区内で流用し、建設コストの縮減を図りたいとの説明を受けた。

(4) 結論

費用便益比は 1.1 と低いものの、本事業の必要性については前回の再評価時と変わっていない。加えて、

事業の完了後には安芸太田町方面からの木材運搬ルートとしての活用が期待されているので、期待どおりであれば、この外部経済効果も無視できない。したがって、今回も当該事業の継続実施については適当と判断する。

なお、県の財政状況が思わしくなく、単年度の投資事業費が制約されていることは十分承知しているが、できるだけ速やかに事業を完了させ、当初計画通りの事業効果が得られるよう、関係各位には一層の努力をお願いします。

道路改良事業：一般国道 486 号 市バイパス

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 尾道市御調町岩根～大田
- ② 規模等 延長(L)=3,140 m 幅員(W)=13.0 (26.0) m
- ③ 全体事業費 7,000 百万円 (当初は 4,500 百万円)
- ④ 工期 平成 11 年度～平成 26 年度 (当初は平成 11 年度～平成 18 年度)

(2) 再評価の事由

事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

一般国道 486 号は岡山県総社市を起点とし、府中市を経て東広島市に至る延長約 135km の幹線道路であり、広島県第一次緊急輸送道路に位置付けられているように、災害時における物資の重要な輸送路である。

本バイパスの建設地点はその間における尾道市御調町の中心部において三次市と尾道市を結ぶ幹線道路である一般国道 184 号との交差点に位置しているが、両国道が 2 箇所はずれた交差点で接続しているために交通混雑が著しく、住民の日常生活に大きな支障が生じている。

このため、本バイパスは平成 17 年 3 月の尾道市と御調町の合併における合併建設計画にも位置付けられており、その重要性については、旧御調町の人口がやや減少傾向にある中で、この区間の交通量が平成 11 年度の 11,282 台/日から平成 17 年度の 11,983 台/日と、僅かではあるが増加していることから理解できる。

更に本バイパスは、現在建設中の中国横断自動車道尾道松江線御調 IC へのアクセス道ともなっていることから、今後もその重要性は高まっていくと考えられる。

② 進捗状況と今後の見通し

当初計画では本バイパスの完成年度は平成 18 年度であったが、予想以上に用地買収に時間を要していることと、同時に、平成 16 年度には中国横断自動車道尾道松江線御調 IC への接続道である区間 (B 区間) を事業区間に追加したことから、平成 26 年度まで延期せざるを得ない見通しである。

なお、全体の事業費が約 25 億円増加している理由は、概略調査後に行われた詳細な物件調査の結果により用地補償費を増額せざるを得なかったことと、上述の B 区間の事業を追加したことであり、やむを得ない理由であると判断する。

③ 費用便益比

本事業の費用便益比分析については I の加計豊平バイパスの場合とまったく同様である。

分析の結果については、「費用」(C) が 78.0 億円、「便益」(B) が 130.7 億円で、B/C は 1.7 であり、本事業も費用を上回る便益が確保されている。なお、B 区間を除いた区間だけでみても、「費用」(C) が 64.6 億円であるのに対し、「便益」(B) は 110.9 億円で、B/C は 1.7 である。

さらに、コスト縮減については、B 区間の大半を占める盛土を尾道松江線の建設発生土によって行い、できるだけ縮減を図る旨の説明が事業担当課からあった。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、平成 21 年度中には予定どおり B 区間を完成させるとともに、予定としている平成 26 年度までに全線の事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

道路改良事業：一般国道 488 号 東山バイパス

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 廿日市市吉和
- ② 規模等 (県事業部分) 延長(L)=3,700 m 幅員(W)=6.0 (8.0) m
- ③ 全体事業費 4,400 百万円 (前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 平成 5 年度～平成 27 年度 (前回の再評価時は平成 5 年度～平成 21 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

前回の再評価後、平成 15 年 3 月に廿日市市と吉和村が、平成 17 年 4 月に広島市と湯来町が合併された。それに伴い、本バイパスの中、広島市域分は広島市の事業となった。このこと以外、社会情勢の大きな変化は無く、本事業の必要性については特段前回と変わっていない。

まず、一般国道 488 号は島根県益田市を起点として、廿日市市吉和、広島市佐伯区湯来町を経て廿日市に至る延長約 115km の幹線道路であり、豊かな自然と都市機能の調和した生活交流圏づくり、地域連携強化に欠かせない路線である。それを裏付けるように、旧吉和村及び旧湯来町の人口は近年やや減少傾向にあるものの、道路交通センサスによれば、本路線の平成 17 年度の交通量は、平成 11 年度の 502 台/日から 845 台/日とかなり増加している。

さらに本事業区間の地形は急峻で線形も悪く、加えて幅員も狭小なため、車両の離合が極めて困難な状況にある。また災害時には交通規制を行うことも多く、冬季には積雪に伴う交通閉鎖が行われることも多い。したがって、現状のままでは、そのような緊急時に、沿線集落の人々の安全性が脅かされる可能性を否定できない。

なお、この事業は廿日市市の合併建設計画に位置付けられており、地域住民の利便性の向上ならびに地域産業の活性化に寄与するものと期待されている。

② 進捗状況と今後の見通し

これまでは本バイパスの完成年度を平成 21 年度としていたが、県の財政健全化に伴う予算の制限により単年度の投資事業費を削減せざるを得ない。したがって、総事業費は前回の再評価時と変わっていないものの工期については平成 27 年度まで延びる見通しである。

用地買収と起点側から約 1.8km の区間の改良工事は完了しているので、当面はその先の約 1km を区間を整備し、林道を介して現道と繋ぐことにより事業効果の早期発現が図られている。

③ 費用便益比

本事業の費用便益比分析方法も I と II の事業とまったく同様である。

分析の結果については、「費用」(C) が 54.3 億円、「便益」(B) が 60.1 億円で、B/C は 1.1 である。したがって、事業の効果が大きいとは言えないまでも費用を上回る便益は確保されている。

なお、コストの縮減方法については、事業担当課から、建設発生土を工区内流用することで縮減を図りたいとの説明を受けた。

(4) 結論

費用便益比は 1.1 と低いものの、事業の必要性および地域産業の活性化等の経済効果を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

なお、単年度の投資事業費が制限されている中ではあるが、関係各位には、今後、可能な限り速やかに事業を進め、計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いします。

広域基幹河川改修事業：一級河川太田川水系見坂川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 安芸高田市向原町
- ② 規模等 護岸工L=2,980m
- ③ 全体事業費 3,375百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 昭和57年度～平成40年度（前回の再評価時は昭和57年度～平成37年度）

(2) 再評価の事由

平成15年度の河川整備計画策定に伴う再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

一級河川太田川水系見坂川は主要地方道である東広島向原線と並行し、下流域にはJR芸備線や主要地方道広島三次線などの重要な交通基盤施設がある。また周辺の公共施設や工場、民家はこれまでに度々浸水被害を受けている。そのため本事業が計画されたが、前回の再評価後、安芸高田市の人口は微減しているものの計画変更を要するほどではなく、その他の社会情勢についても大きな変化は無い。したがって、本事業の必要性については平成15年度当時と変わりないとする。

② 進捗状況と今後の見通し

本事業は流下能力の不足している三篠川合流点から竜王橋付近までの改修を目標にして、これまで河道改修や取水堰改修、堤防の先行盛土が計画的に進められており、近年の浸水被害に対する一定の対策は完了している。

しかし、県の財政健全化に伴う予算の制限による単年度の投資事業費の削減のため、平成18年度から事業が一時的に休止されている。そのため、当然ながら、事業期間が当初計画の平成37年度から平成40年度に変更されている。

そのため、残区間である上流部の流下能力はまだまだ小さく、現時点でこの事業を休止することは将来に禍根を残しかねない。このため担当部局も、今後の財政状況と近年の降雨状況等を踏まえ慎重に検討を行い、事業の再開を目指している。

なお、全体事業費については前回の再評価時から変わっていない。

③ 費用便益比

河川改修事業の費用便益比分析は、「治水経済調査マニュアル(案)」(平成12年建設省河川局)により準拠して行われている。費用および便益の評価期間については、事業の完了予定年度の翌年である平成41年度からの50年間、社会的割引率については4%に設定されている。

なお今年度の費用・便益については、平成15年度に河川整備計画が策定された時点の費用・便益デフレーターを導入によって換算することで評価されている。

分析の結果については、「費用」(C)が18.6億円、「便益」(B)が51.7億円で、 B/C は2.7である。なお、コスト削減策については、事業担当課から、今後、公共事業間での発生残土の流用を図るとともに、橋梁や堰の設計において、より経済的となる工法の採用を検討するなど、さらに削減を図りたいとの説明を受けた。

(4) 結論

事業の必要性は従前と変わっておらず、また本事業における費用便益比も1.0を上回るかなり大きい値を示している。よって当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、県の財政健全化に伴う予算の制限により単年度の投資事業費を制限せざるをえないものの、

本事業の重要性に鑑み、早期に事業を再開して、今後、予定としている平成40年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されると共に、事業期間が極めて長い事業の費用便益比の算出方法については、国と協議を行い、より説得力のある方法を確立していただきたい。

広域基幹河川改修事業：一級河川江の川水系国兼川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 三次市和知町～庄原市上原町
- ② 規模等 護岸工L=13,000m
- ③ 全体事業費 9,300百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 平成2年度～平成44年度（前回の再評価時平成2年度～平成32年度）

(2) 再評価の事由

平成15年度の河川整備計画策定に伴う再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

一級河川江の川水系国兼川の流域は県北部の庄原市と三次市にまたがっており、これまでに度々浸水被害を受けている。

また、社会情勢の変化としては、前回の再評価後、三次市においては平成16年4月に周辺の7町村と、庄原市においては平成17年3月に周辺の6町と合併し、そのため本事業も新たな三次市および庄原市の新市建設計画に位置付けられている。

また、平成18年には浸水被害が発生しており、河川改修の必要性については平成15年度当時と変わりないと判断できる。

② 進捗状況と今後の見通し

本事業においては、これまで三次地区および庄原地区の整備を進めてきた。その結果、三次地区の家屋が連担した区間の整備は完了し、近年は家屋浸水被害のあった庄原地区の整備に重点が置かれてきた。

ただ、全体延長が13kmであるために事業の計画期間が平成44年までと非常に長く、今後は限られた予算を事業効果の高い地区の整備に充てて、できるだけ早期に予定通りの便益が得られるよう留意する必要がある。

なお、全体事業費については前回の再評価時から変わっていない。

③ 費用便益比

費用便益比分析方法はIVの見坂川の場合とまったく同様である。分析の結果については「費用」(C)が86.9億円、「便益」(B)が116.9億円で、B/Cは1.3であり、費用を上回る便益が確保されている。

なお、コスト縮減については、事業担当課から、今後、公共事業間での発生残土の流用を図ることにより縮減を図りたいとの説明を受けた。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比の算定結果を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、今後、予定としている平成44年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。

また、繰り返しにはなるが、本事業期間も極めて長く、費用便益比の算出方法についても今後の重要な検討課題としていただきたい。

広域基幹河川改修事業：二級河川手城川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市
- ② 規模等 護岸工L=1,650m, 洪水調節施設(春日池)整備, 排水機場(ポンプ60 m³/S)整備
- ③ 全体事業費 23,425百万円(前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 昭和63年度～平成44年度(前回の再評価時と同様)

(2) 再評価の事由

平成15年度の河川整備計画策定に伴う再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

二級河川手城川水系手城川の流域である福山市東部は干拓された海拔ゼロメートルの低平地であるが、現在では宅地化が進み、多くの商業施設等が立地するなど市街化が著しい地域である。市街化に伴い保水・遊水機能が低下し、これまでに度々浸水被害を受けている。

前回の再評価の後も著しい市街化の状況に変化は無く、したがって本事業の必要性についても、平成15年度当時と変わりないと考えられる。

② 進捗状況と今後の見通し

本事業は平成15年度の再評価以後、概ね計画どおり進展しており、現在は農業用ため池である春日池について洪水調整機能を持った施設に改築するための設計、用地補償、地盤改良等の工事が行われている。今後の見通しについては、平成24年度を目標にして春日池を改築し、その後下流の河道改修工事に着手する計画が立てられている。

なお、全体事業費については前回の再評価時から変わっていない。

③ 費用便益比

費用便益比分析方法は、IV(見坂川)とV(国兼川)の河川改修事業の場合とまったく同様である。

分析の結果については「費用」(C)が274.8億円、「便益」(B)が716.4億円で、B/Cは2.6となり、費用を上回る便益が確保されている。

なお、コスト削減の方法については、事業担当課から、池底土の地盤改良に新工法(パワーブレンダー工法)を採用するとともに、池底掘削土に新工法を採用し、堤体盛土に流用することによって残土を有効に利用することによって削減を図りたいとの説明を受けた。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

本事業についても予定としている平成44年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をされ、費用・便益の評価期間に対する課題の検討をお願いします。

広域基幹河川改修事業：一級河川芦田川水系加茂川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市
- ② 規模等 護岸工L=7,200m
- ③ 全体事業費 8,000百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 昭和49年度～平成32年度（前回の再評価時と同様）

(2) 再評価の事由

平成15年度の河川整備計画策定に伴う再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

一級河川芦田川水系加茂川の流域には福山地方拠点都市の教育医療研究拠点地区が存在し、そのため開発による市街化が著しく、同地域はこれまでに度々浸水被害を受けている。

前回の再評価後、平成17年に四川ダムの供用が始まり、一定の治水安全度は向上したが、一方で開発による宅地化が進んだため、いまだ十分な治水安全度は確保されていない。

したがって、本事業の必要性については前回再評価が行われた平成15年度当時と変わらない。

② 進捗状況と今後の見通し

本事業では流下能力の不足している四川合流点までの改修を目標に計画的に事業が進められている。現在までに、高屋川合流点から、流下能力のネックとなっていた岩成橋間の改修工事は完了していることと、四川ダムの完成により、近年の浸水被害は着実に減少している。

ただ、繰り返すように、毎年の投資事業費が制限されてきたために、平成18年度から事業が一時的に休止されている。したがって、残区間である上流部の流下能力はいまだ不十分で、開発による宅地化によって治水安全度が低下していることは前述の通りである。したがって、担当部局により、今後の財政状況および近年の降雨状況等を基に、引き続き事業の再開が検討されている。

なお、全体事業費については前回の再評価時と変わっていない。

③ 費用便益比

本事業の費用便益比分析については、前述の見坂川などの河川事業と同様である。

結果については、「費用」(C)が150.5億円、「便益」(B)が1,876.9億円で、 B/C は12.4となり、費用を大幅に上回る便益が確保されている。

なお、コスト縮減については、事業担当課から、他の公共事業で発生する建設残土の流用を図り、縮減を図りたいとの説明を受けた。

(4) 結論

事業の必要性ならびに本事業における費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。本事業についても予定としている平成32年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されると共に、極めて長きに亘る費用・便益の評価期間に対する課題の解決についても、国との協議を含めて検討をお願いする。

ダム建設事業：野間川ダム

(1) 事業概要

- ① 事業場所 三原市久井町，尾道市御調町
- ② 規模等 総貯水容量 560 千 m^3 ダム高 32.5m
- ③ 全体事業費 7,400 百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 平成5年度～平成24年度（前回の再評価時と同様）

(2) 再評価の事由

河川整備計画変更に伴う平成18年度の再評価後2年の評価事案であるが、本体工事の発注が平成21年度に行われる予定であり、その前年度に当たる今年度、特に再評価の必要があるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

本事業の主目的は、過去に度々洪水被害が発生している野間川の治水対策と水不足に対する利水対策としての、生活用水のほとんどを地下水に依存している三原市久井町の水道用水確保、既得取水の安定化および河川環境の保全である。

前回の再評価後も自然および社会環境に大きな変動はなく、したがって本事業の必要性に変わりはないと考える。

② 進捗状況と今後の見通し

前回の再評価の事由は河川整備計画の策定によるもので、それ以後も工期や事業費等の変更はなく、事業は概ね計画通り進捗している。

平成17年度に用地買収がほぼ完了し、現在は付替道路の工事は進行中である。平成24年度の事業完了を図り、上述の通り、来年度には本体工事の発注が行われる予定である。

③ 費用便益比

本事業の費用便益比分析は「治水経済調査マニュアル(案)」に準拠しており、評価期間は供用開始後の50年で、社会的割引率は4%に設定されている。さらに河川整備計画が策定された時点で算定された費用・便益をデフレーターで換算し、今年度における便益・費用としている。

分析の結果については「費用」(C)が78.9億円、「便益」(B)が84.4億円で、 B/C は1.1であり、費用を上回る便益が確保されている。

なお、事業担当室から、山林保全措置制度によって付替林道が不要となったことに加えて、改定された「グラウチング技術指針」によって基礎処理範囲を縮小できるとの説明があった。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、今後、予定としている平成24年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

流域下水道事業，流域関連公共下水道事業：芦田川流域下水道芦田川処理区

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市，府中市
- ② 規模等 芦田川浄化センター（処理能力 314,000 m³/日），幹線管渠 L=39.6km，新浜中継ポンプ場，流域関連公共下水道（計画処理区域 15,051.3ha，流入水量 313,950 m³/日）
- ③ 全体事業費 441,066 百万円（前回の再評価時は 524,968 百万円）
- ④ 工期 昭和 49 年度～平成 30 年度（前回の再評価時は昭和 49 年度～平成 20 年代後半）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 10 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

なお，本処理区は流域下水道事業と流域関連公共下水道事業により実施されているが，国の方針および流域関連公共下水道事業の実施主体である福山市及び府中市からの要請により，再評価は両事業を一体として行うこととした。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

芦田川流域下水道における下水道普及率（平成 19 年 3 月 31 日現在）は 54.2%で，全国平均 70.5%，広島県平均 65.2%に比べてかなり低い状況にある。また，平成 18 年度における芦田川の環境基準達成率は 44%，備讃瀬戸海域の環境基準達成率は 0%と非常に低く，公共用水域の水環境の保全と向上が喫緊の課題である。さらに芦田川の上流域および中流域では概ね環境基準を満足しているものの，下流域及び高屋川，瀬戸川では環境基準を下回っており，その対策が必要である。

周知の通り，汚水処理は下水道の他，合併浄化槽や農村集落排水事業等を適切に組み合わせて行う必要があるが，広島県にはすでに広島県汚水適正処理構想が策定されており，本事業はこれに基づいて取り組みが進められている。また，福山市，府中市のように市街地の連坦した地域においては行政区域を越えた広域的な汚水処理となる流域下水道事業を実施することにより，効率的な下水道整備を推進することが有効である。本事業はこのことも満足している。

② 進捗状況と今後の見通し

本事業の全体事業費は，前回の再評価時の 5,249.7 億円から 4,410.7 億円と大幅に減少している。その主な理由は人々の節水意識が向上したこと，下水道事業の上位計画である流域別下水道整備総合計画において，状況変化を踏まえた人口・工業出荷額の将来予測や汚水量原単位などの見直しが行われ，それによる計画流入水量が減少したことによって流域関連公共下水道の管渠工事費が減少したこと等である。

また，事業期間が前回の再評価時の平成 20 年代後半から平成 30 年度に延びたのは，市町合併に伴う流域関連公共下水道の面整備計画の変更と処理場施設の建設計画の変更によるものである。

流域下水道の幹線管渠の敷設工事は平成 19 年度末までに完了しており，今後，流域下水道事業と流域関連公共下水道事業が経済性と効率性を視野に入れて計画的に実施される予定である。

特記すべきは，流域関連公共下水道の整備済地域における接続率が十分とはいえない状況に鑑み，本事業の効果が十分に発揮されるには，その向上策が極めて重要な課題になることである。事業担当課からも，接続率の向上に向けての前向きな回答を得た。

③ 費用便益比

下水道事業の費用便益比分析は「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（平成 18 年（社）日本下水道協会）に準拠して行われている。算出に当たっては便益の評価期間を施設の供用開始後 50 年間，社会的割引率は 4.0%に設定されている。

分析の結果については、流域下水道事業の「費用」(C)が7,358.2億円、「便益」(B)が13,772.0億円で、 B/C は1.9であり、費用を上回る便益が確保されている。また、流域関連公共下水道事業について、福山市では「費用」(C)が6,777.0億円、「便益」(B)が12,592.0億円で、 B/C は1.9、府中市では、「費用」(C)が581.2億円、「便益」(B)が1,180.0億円で、 B/C は2.0であり、いずれも費用を上回る便益が確保されている。

なお、コスト削減策については、事業担当課から、将来の維持管理費も含めて最新の工法等を採用して施設等を建設すると共に、将来の維持管理については長寿命化対策を講じつつ施設や設備の延命化を図る等の説明を受けた。

(4) 結論

事業の必要性および本事業における費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、今後、予定としている平成30年度までに事業を完了させて計画どおりの事業効果が得られるよう、一層努力されると共に、広島県污水適正処理構想を基に各地域の実情に応じた効率的な流域下水道、流域関連公共下水道の整備を図られるようお願いする。

港湾修築事業：尾道系崎港松浜地区

(1) 事業概要

- ① 事業場所 三原市
- ② 規模等 浮棧橋2基, 防波堤190m, 水産物卸売業用地0.6ha, 道路200m
- ③ 全体事業費 2,618百万円 (前回の再評価時は2,701百万円)
- ④ 工期 平成6年度～平成25年度 (前回の再評価時は平成6年度～平成18年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

尾道系崎港松浜地区では、岸壁や企業用地、臨港道路等を含めて、港湾整備と都市開発を一体的に行う海に開かれたまちづくりが進められており、本事業はその一部である。

三原市系崎地区にある水産市場周辺の道路は狭く、住宅も市場に近接している。また、護岸整備が遅延しており、従前から、地域住民に対する環境問題（騒音、悪臭等）の解消と高潮対策の視点を踏まえて、市場の移転用地の確保が求められていた。さらに現市場とその駐車場用地が不足しているため、市場としての機能が十分に発揮されていない。加えて、水産物の陸揚げを行う浮棧橋は老朽化しているのみでなく、係留延長の不足と、さらには棧橋付近の水深も浅く、干潮時には潮待ちが必要である。その結果、陸揚げ、荷揚げ作業に長時間が必要で、その問題解決のためにも市場の移転が喫緊の課題となっている。

本事業の必要性については以上のとおりであり、前回の再評価から特段の状況変化は無い。

② 進捗状況と今後の見通し

事業期間が前回の再評価の時点より7年延びている主な理由は、埋め立てを、購入土では無く、コスト縮減のために建設残土に変更したためである。この変更により、総事業費が前回の評価時の27.0億円から26.2億円に減少している。事業の早期発現性を視野に入れれば、それによるトータルコストの減少については課題が残っているものの、環境の問題を考えれば、建設残土の利用は有効であると考えられる。

③ 費用便益比

港湾修築事業の費用便益比分析は「国土交通省港湾整備事業の費用対効果マニュアル（平成16年度）」に準拠して行われており、評価期間は事業期間および供用後の50年間、社会的割引率は4%に設定されている。

分析の結果については、「費用」(C)が29.4億円、「便益」(B)が38.9億円で、B/Cは1.3であり、費用を上回る便益が確保されている。

(4) 結論

事業の必要性および本事業における費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、計画通り平成25年度までに事業を完了させ、公益性に配慮しながら市場の移転を確実に実行し、早期に所定の事業効果が発揮されるよう鋭意努力されたい。また、当該地域で一体的に実施している他の事業についても、「海に開かれたまちづくり」の経済効果が早期に発揮されるよう、速やかな事業完了を目指していただきたい。

港湾環境整備事業：広島港出島地区廃棄物埋立護岸

(1) 事業概要

- ① 事業場所 広島市
- ② 規模等 護岸L=2,840m 埋立面積30.5ha（廃棄物処分場18.1ha，浚渫土等処分場12.4ha）
- ③ 全体事業費 55,754百万円（前回の再評価時は53,254百万円）
- ④ 工期 平成6年度～平成33年度（前回の再評価時は平成6年度～平成28年度）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

広島市周辺地域においては産業廃棄物や一般廃棄物の処分先である五日市処分場が満杯となりつつあり、新たな処分場が必要となっている。また、広島港等で発生する港湾浚渫土などの処分場も必要である。

本事業はその必要性に応じるもので、広島港出島地区に廃棄物埋立護岸を整備し、周辺の産業廃棄物、一般廃棄物及び港湾浚渫土の処分場を確保しようとするものである。

なお、当該地区は出島国際海上コンテナターミナルを有しているとともに宇品内港旅客ターミナルに隣接していることから、埋立完了後は広域拠点として相応しい港湾のシンボリック機能を果たす緑地も整備される予定である。

これらの状況は前回の評価時から変わらず、五日市処分場が平成20年度末で満杯となる見通しとなった現時点では、本事業による廃棄物処分場の整備は一層急務になったと判断できる。

② 進捗状況と今後の見通し

事業期間については、処分場設置許可などの法手続きに時間を要したことと、談合事件の影響により、前回の再評価時の平成28年度完了予定から平成33年度まで延びた。しかし、平成22年度には護岸工事が完了し、その後設備の試運転の後、平成23年度からは廃棄物の受け入れが可能となる予定である。

なお、総事業費が前回の再評価時の532.5億円から557.5億円に増額している理由は、鋼材価格の上昇と、現地地盤の地盤改良長が増えたことによるものである。

③ 費用便益比

港湾環境整備事業の費用便益比分析は「国土交通省港湾整備事業の費用対効果マニュアル（平成16年度）」に準拠して行われており、評価期間は事業期間及び供用（受入）期間の11年間、社会的割引率は4%に設定されている。

分析の結果については、「費用」(C)が552.2億円、「便益」(B)が663.7億円で、 B/C は1.2であり、費用を上回る便益が確保されている。

なお、委員からの、「便益については国のマニュアルにとらわれない広範な検討をお願いしたい」との要望については、事業担当課から、様々な検討の結果、種々の解決の困難な課題があり、今回の再評価においては、上述の通り国のマニュアルに従ったとの回答があった。

さらに、緑地の残存価値に関わる問題として、「採用した公示地価のポイントが緑地とは異なることを踏まえて算定すべき」との意見については、マニュアルの見直しも含め、国とも協議しながら、今後検討していくとの回答を得た。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、本事業目的の重要性に鑑み、早期に廃棄物の受入が可能となるように事業を促進し、計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

おわりに

今年度の事業再評価の審議の結果、本委員会は、対象となった29事業のいずれも、その継続を認める旨、提言することとした。

特に、重点審議の対象とした11事業については、現地調査を含む詳細な検討を行ったが、各事業にはいくつかの課題はあるものの、その必要性は現時点においても計画当初または前回再評価時と変わりはなく、費用便益比も、大小の差はあれ、いずれも確保されていることを確認した。

本意見書では、それぞれの事業の継続可否についての結論とその理由等に加えて、審議の過程において指摘した主な課題等についても併せて述べているので、今後の事業執行において、これらについてはぜひともご留意いただきたいと考える。

なお、今年度の再評価の対象となった29事業の中、23事業が過去に再評価を受けた後、所定の期間が経過して再び対象となったものであった。これは、本制度が定着してきたことに加え、近年、公共事業の予算が制約され、事業の完了時期を先延ばししたり、最低限の事業効果が得られた事業を他事業の進捗を図るために一時的に休止するなどにより事業が長期化していること、また新規着手する事業も数少なくなっているなど、県の厳しい財政状況の影響が色濃く現れた結果でもある。

しかし、これらの事業が、各地域の安全性や利便性を高め、経済活動にも影響する重要な役割を担っていることは今回の審議においても確認したとおりであり、県民の多くは、このような公共事業に対して、依然として高い期待を寄せているものと思われる。

その期待に応えるためには、今後の公共事業の執行には、事業途中における社会・経済状況や、県民のニーズの変化を的確に把握して事業計画を検証すると共に、事業の効率性や透明性の一層の向上、予算配分の一層の重点化による事業効果の早期発現などが強く求められており、本事業再評価制度の重要性はますます重要となってくるものと考えている。

本委員会としても、今後も、再評価制度の対象事業の一つ一つについて、より厳格な審査を実施していくことになるが、事業主体者である貴県におかれても、すべての事業の執行において、常にこの再評価の視点を意識しながら、コスト縮減と、事業の早期発現に対する弛まぬ努力の継続を期待するものである。